国立ハルビン農業大学
国立新京畜産獣医大学
国立新京工業大学
国立奉天工業大学
国立新京医科大学
国立ハルビン医科大学
国立奉天医科大学
国立佳木斯医科大学
国立ハルビン学院
国立新京法政大学
満州赤十字医学校
奉天学院

◉文部省告示第九号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二條第一号の規定による乙種看護婦学校を、昭和二十六年一月三十日付で次のとおり指定した。

昭和二十六年三月十七日　文部大臣　天野　貞祐

名称	位置
奈良県立医科大学附属看護婦学校	奈良県高市郡畝傍町字四條八百四十番地

◉厚生省告示第四十六号

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十二條第一項の規定に基き、生物学的製剤のうち、血液型判定用血清基準を次のように定める。

昭和二十六年三月十七日　厚生大臣　黒川　武雄

（「次のよう」は省略）

◉厚生省告示第四十七号

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十二條第一項及び第三項の規定に基き、輸血セット基準を次のように定める。

昭和二十六年三月十七日　厚生大臣　黒川　武雄

（「次のよう」は省略）

◉厚生省告示第四十八号

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十二條第一項の規定に基き、生物学的製剤のうち、クエン酸塩加人全血液基準を次のように定める。

昭和二十六年三月十七日　厚生大臣　黒川　武雄

（「次のよう」は省略）

◉厚生省告示第四十九号

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十二條第一項の規定に基き、生物学的製剤のうち、梅毒血清反応用抗原基準を次のように定める。

昭和二十六年三月十七日　厚生大臣　黒川　武雄

（「次のよう」は省略）

◉農林省告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七條第一項の規定に基き、国営野洲川農業水利改良事業に関し、土地改良事業計画を定めた。よつて同條第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十條において準用する同規則第十六條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年三月十七日　農林大臣　広川　弘禪

一、縦覧に供すべき書類の名称
国営野洲川農業水利改良事業計画書の写
二、縦覧の期間
昭和二十六年三月十八日から四月六日まで
三、縦覧の場所
滋賀県甲賀郡水口町事務所
〃　野洲郡野洲町事務所

◉農林省告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七條第一項の規定に基き、国営長良川農業水利改良事業に関し、土地改良事業計画を定めた。よつて同條第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十條において準用する同規則第十六條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年三月十七日　農林大臣　広川　弘禪

一、縦覧に供すべき書類の名称
国営長良川農業水利改良事業計画書の写
二、縦覧の期間
昭和二十六年三月十八日から四月六日まで
三、縦覧の場所
岐阜県海津郡海西村事務所
〃　〃　吉里村事務所
〃　〃　東江村事務所
〃　〃　大江村事務所
〃　〃　今尾町事務所
〃　〃　高須町事務所

◉農林省告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七條第一項の規定に基き、国営手取川農業水利事業に関し、土地改良事業計画書を定めた。よつて同條第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十條において準用する同規則第十六條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年三月十七日　農林大臣　広川　弘禪

一、縦覧に供すべき書類の名称
国営手取川農業水利事業計画書の写
二、縦覧の期間
昭和二十六年三月十八日から四月六日まで
三、縦覧の場所
石川県能美郡寺井野町事務所

◉農林省告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七條第一項の規定に基き、国営小阪部川農業水利改良事業に関し、土地改良事業計画を定めた。よつて同條第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十條において準用する同規則第十六條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年三月十七日　農林大臣　広川　弘禪

一、縦覧に供すべき書類の名称
国営小阪部川農業水利改良事業計画書の写
二、縦覧の期間
昭和二十六年三月十八日から四月六日まで
三、縦覧の場所
岡山県吉備郡総社町役場
〃　都窪郡倉敷市役所

◉農林省告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七條第一項の規定に基き、国営尾張農業水利改良事業に関し、土地改良事業計画を定めた。よつて同條第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十條において準用する同規則第十六條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年三月十七日　農林大臣　広川　弘禪

一、縦覧に供すべき書類の名称
国営尾張農業水利改良事業計画書の写
二、縦覧の期間
昭和二十六年三月十八日から四月六日まで
三、縦覧の場所
愛知県中島郡稲沢町事務所
〃　海部郡津島市事務所
〃　〃　宮村事務所
〃　中島郡祖父江町事務所

◉農林省告示第九十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十條第三項及び植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）第三十條第二項の規定に基き、輸出植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月十七日　農林大臣　広川　弘禪

第一條第三号中「ゆり及びチューリップ」を「ゆり、チューリップ及びみかん」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　みかんについては七月一日から九月三十日まで

第四條第一項中「当該植物」の下に「（みかんを除く。）」を加える。

◉海上保安庁告示（航）第十一号

航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十六年三月十七日　海上保安庁長官　大久保武雄

（185項…204項）

○26年185項（一時消滅）＊
北海道南岸―室蘭港　浮標流失
記事　26年86項で告示した本輪西港だまり南方の水路両側の浮標（6個）は昭和26年3月8日流失した。
位置　42° 21.1′ N，140° 59.0′ E.
（概位）
海図　14
灯表　第104．67ページ―26年86項
出所　第1管区海上保安本部

●26年186項
北海道南岸　津軽海峡東口―日浦岬　燈台設置
記事　汐首岬の東方約4.1Mに昭和26年3月1日「日浦岬燈台」を設置した。
位置　41° 43′ 27″ N，141° 09′ 24″ E.
略記　Occ. Gp. Fl. (2) W. R. ev. 5 sec. 23 m. 14½ M.(U)
要目　燈質　連成明暗等閃白光（紅光分弧あり）、週期5秒（明2秒、次の3秒間に2閃）●燈高　平均水面上23m●光達　14.5M●燭光数　6,500●明弧　227°～67°、紅光分弧227°～241°。●等級　6等●構造　白塗円形コンクリート造、地上高10m●業務守
海図　1159―10―43―72―3―1070―1154―1005―1006―1022―1009―1007